

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(別表) <u>第6号</u> 保健衛生に関する業務 ①～⑦ (略) ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)又は障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体となされる有償移送行為であるもの。 ア～ウ (略) ⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。 ⑩～⑫ (略) (削除)	(別表) <u>第6号</u> 保健衛生に関する業務 ①～⑦ (略) ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体となされる有償移送行為であるもの。 ア～ウ (略) ⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。 ⑩～⑫ (略) ⑬ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成23年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている改正省令による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第15条第3号に規定する適台高齢者専用賃貸住宅の設置

改正後	改正前
⑬ ～⑲ (略) 第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施 ※ 平成10年2月9日厚生省告示第15号及び本通知の別添を参照すること。 ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1項第2号口に包括されること。	⑭ ～⑳ (略) 第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施 ※ 平成19年3月30日厚生労働省告示第93号及び本通知の別添を参照すること。 ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1に包括されること。

社会福祉センター	身体障害者福祉センター				告示	
	補装具製作施設				告示	
	盲導犬訓練施設				告示	
	聴覚覚醒者情報提供施設				告示	
	身体障害者の更生相談事業				告示	
知的障害者の更生相談事業					告示	
知的障害者福祉センター					告示	
〔創設〕	〔創設〕			〔創設〕	〔創設〕	〔創設〕
	生計困難者のための無料・低額 商品生活費貸付			○	告示	
	生計困難者のための無料・低額 宿泊所等			○	告示	
	生計困難者のための無料・低額 診療			○	本来	
	生計困難者のための無料・低額 介護老人保健施設			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
	臨床事業			○	告示	
	福祉サービス利用援助事業			○	告示	
	前項各号及び附番号の事業に同 する施設又は制度			○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明……「本来」とは本来業態、「保健」とは保健衛生に関する業態、「空欄」は医使法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 団 体	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考
			居宅サービス事業 訪問介護(訪問看護ステーションに限る。) 訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	保健	
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			訪問リハビリテーション	保健	
			居宅介護支援管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健	
			居宅介護支援管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			通所リハビリテーション	保健	
			短期入所介護	保健	
			特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注)介護保険法上の該当施設のみ、介護法上附帯業務として認められる施設に限る。
			特設利用員貸与	保健	
			特定福祉用具販売	保健	
			居宅介護支援事業 介護予防訪問入浴介護	保健	
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	保健	
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			介護予防訪問リハビリテーション	保健	
			介護予防居宅介護支援管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健	
			介護予防居宅介護支援管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	本来	
			介護予防通所リハビリテーション	保健	
			介護予防短期入所介護	保健	(注)介護保険法上の該当施設のみ、介護法上附帯業務として認められる施設に限る。

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分間の説明…」本来とは本来業務「保障」とは保健衛生に関する業務「説明」は医療主人が行わないことと示す。

社会福祉法人 名称	事業名・施設名等	介護支援方法	区分	備考
社会福祉法人 介護福祉会	介護支援センター	訪問入浴介護	保健	
		訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
		訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
		訪問リハビリテーション		
		居宅介護支援（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
		居宅介護支援（訪問看護ステーションを除く。）		
		通所リハビリテーション	本来	
		短期入所介護		
		特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の外、医療費上特例 施設として認められる施設に限る。
		福祉用具貸与	保健	
社会福祉法人 介護福祉会	介護支援センター	特定施設用職員派遣	保健	
		居宅介護支援	保健	
		介護予防訪問入浴介護		
		介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
		介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
		介護予防訪問リハビリテーション		
		介護予防居宅介護支援（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
		介護予防居宅介護支援（訪問看護ステーションを除く。）		
		介護予防通所リハビリテーション	本来	
		介護予防短期入所介護	保健	（注）介護保険法上の該当施設の外、医療費上特例 施設として認められる施設に限る。

[illegible]

介護予防支援事業	介護予防支援員給与	保健			
	特定介護予防福祉用具販売	保健			
	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)※	保健			
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	保健			
介護予防事業	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント事業			
	総合相談支援事業	総合相談支援事業			
	包括的支援事業	包括的支援事業			
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業			
介護予防支援事業(注)	任意事業	任意事業			
	介護保険施設サービス事業	介護保険施設サービス事業			
	介護保険施設サービス事業	介護保険施設サービス事業			
	介護保険施設サービス事業	介護保険施設サービス事業			